

お客様各位

株式会社コンストラクション・イーシー・ドットコム

## 重要事項説明書

この度は当社の「CECSIGN認証サービス」（以下「本サービス」といいます）のご利用をお申込みいただきまして有難うございます。

電子署名の実施の方法及び認証業務ご利用に関する重要な事項につきまして、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年総務省、法務省、経済産業省令第二号、以下「電子署名法施行規則」という）第六条第一号の定めるところにより、以下のとおりご説明申し上げます。宜しくご精読、ご理解の程お願い申し上げます。

### 1. 電子署名の実施の方法

#### 1. 1 電子署名の意義

(1) 電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号、以下「電子署名法」という）により、一定の基準を満たす電子署名がなされた電磁的記録については、それが真正に成立したものと推定されるという効力をもつことになると定められました。

(2) ここでいう電子署名とは、電磁的に記録された情報について作成者を示す目的で行う暗号化等の措置であり、当該電磁的記録に電子署名がなされた時点より後に改変があれば、検証によりその事実を明らかにする事が可能な方法です。この電子署名により、当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであること（本人確認）と、当該情報について改変が行われていないこと（非改ざん）とが確認できます。

#### 1. 2 電子署名の重要性

(1) 電子署名は、自署や押印に相当する法的効果が認められ得る非常に重要な行為です。

(2) 電子署名について、当該電子署名を行った者を確認するために用いられる事項が、その者に係るものであることを証明する業務を「認証業務」と呼び、認証業務を営む組織を認証事業者と呼びます。また、認証業務のうち、その実施方法が法令で厳格に定められた基準に適合する業務を「認定を受けた特定認証業務」として認定する制度が法令により定められており、当社はこの認定を取得しております。

#### 1. 3 電子署名実施の方法

(1) 電子署名を行うための具体的システム環境の設定は、お客様においてご用意いただくこととなります。

(2) 当社の認定を受けた特定認証業務に係る電子証明書を使用する場合に、お客様が使用する電子署名の署名アルゴリズムは、「SHA1withRSA」で、鍵長が1024bitのもの、もしくは「SHA256withRSA」で、鍵長が2048bitのものを用いなければなりません。

(3) お客様は、電子証明書申し込み時に利用者署名符号（以下「利用者署名鍵」という）と利用者署名検証符号（以下、「利用者検証鍵」という）の鍵ペアを作成し、利用者検証鍵を当社にご提示いただきます。（電子署名法施行規則第六条）

(4) その際、お客様の利用者署名鍵については、実印に相当するものですので、特に十分な注意をもって保管、管理する必要があります。

(5) お客様の利用者署名鍵が紛失、漏洩、盗難、詐取、横領、偽造、変造その他の不正使用等を知った場合もしくはそのおそれが発生したことを知った場合、または電子証明書に記載されている事項（所属法人名、所属部署名、役職名）に変更が生じた場合、もしくは電子証明書の利用を中止する場合などは、速やかに当該電子証明書の失効申請を当社宛てに行って頂く事が必要となります。失効申請の詳細については、「CECSIGN認証サービス認証業務規程」（Certification Practice Statement ; 以下「CPS」といいます）及び「CECSIGN認証サービス個人利用規約」に記載しておりますので、

### 2. 認証業務の利用に関する重要な事項

#### 2. 1 認証業務の利用の申込

認定認証事業者に対し、その認定に係る認証業務に関し、虚偽の申込みをして、利用者について不実の証明をさせた者は、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処せられます。（電子署名法第四十一条）

#### 2. 2 認証業務の証明の対象

当社の発行する電子証明書には、電子署名法施行規則第六条第五号に規定された事項の他、付属情報として、お客様の所属する法人や、その所属部署名、役職名などが記載され、検証者に対し表示されます。利用者はCPS、及びCECSIGN認証サービス個人利用規約に基づいて、この事に同意しなければなりません。当該電子証明書は、その有効期間中におけるお客様の存在の確認を意図して発行されるものであり、お客様の信用度を確保保証したり、何らかの権利または特権を付与したりするものではありません。当社が発行する電子証明書に記載される情報は、お客様より申請を受けた情報です。なお、電子証明書に記載される情報のうち、お客様の氏名については電子署名法に定める認定を受けた業務としての確認及び表示が行われていますが、それ以外の情報の確認及び表示については、同法に定める認定の対象外となります。以上のことを十分理解し、これを承認した上で電子証明書をご利用下さい。

#### 2. 3 認証業務の証明の範囲

当社がお客様に発行した電子証明書の利用範囲は、事前に当社が指定したシステムやサービス（以下「指定取引」といいます）で、当社所定の方法により指定取引に関する電磁的記録に電子署名を行い、電子証明書とあわせて検証者に送信することにより、検証者に当該電磁的記録が利用者本人の作成にかかるものであることを表示し、かつ当該電磁的記録について改変が行われていないかどうかを確認させるための利用に限るものとします。また、お客様は指定取引以外で電子証明書を利用してはならないものとします。

#### 2. 4 認証業務の契約

お客様と弊社との契約内容については、「CECSIGN認証サービス 個人利用規約」に規定されています。これらをお客さまとあわせてご精読、ご理解の上、お客様、当社ともどもこれら規定の遵守を約束するものとします。

以上

#### 改訂履歴

2002年 3月26日	ver. 1.0	新規制定	
2003年 4月30日	ver. 1.1	1.3電子署名実施の方法	使用する署名アルゴリズムから MD5withRSA を削除
2004年 3月17日	ver. 1.2	1.3電子署名実施の方法	参照する施行規則の修正
2005年 6月28日	ver. 1.3	レイアウトの変更	
2006年12月26日	ver. 1.4	文書名の変更、改訂履歴の追加	
2013年 1月30日	ver. 1.5	1.3電子署名実施の方法	署名アルゴリズムの変更
2013年12月24日	ver. 1.6	2.4利用法人への失効権限の付与を削除	